

# 行政書士 すずき 鱸 弥生の情報発信

## NO.31 家族信託

暑中、お見舞い申し上げます。

蒸し暑い日が続いていますが、お変わりなくお過ごしでしょうか？  
食欲の落ちる夏ですが、栄養価の高いものを食べて乗り切りましょう。



今回は、家族信託という制度についてお伝えします。平成 19 年 9 月に信託法が改正され、信託銀行のように営利目的のものではなく、個人（家族・親族）が中心になり、高齢者や障害者の生活の安定等のために財産管理を行う民事信託（家族信託）が認められるようになりました。そのしくみをみていきましょう。

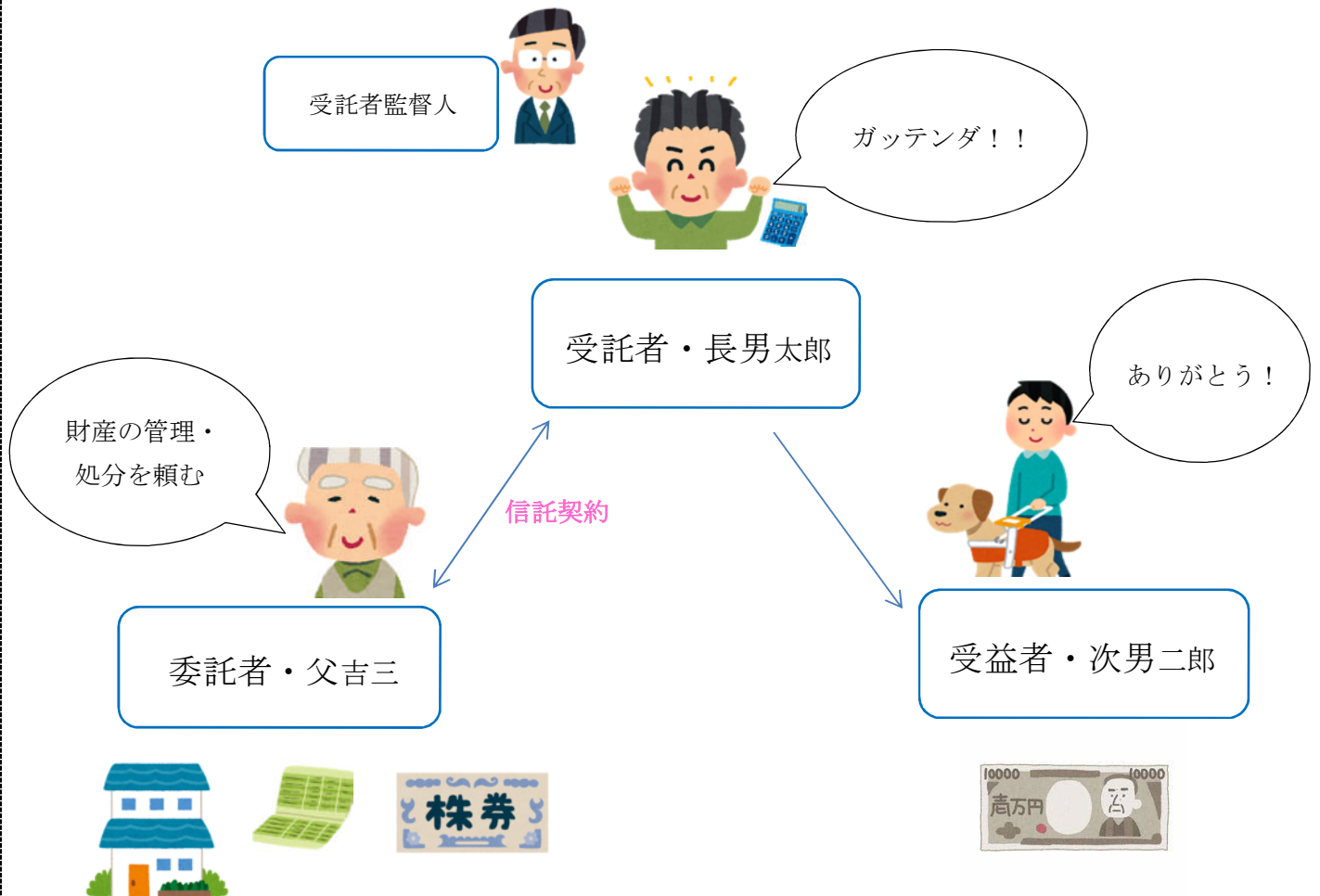
### 信託のしくみ

主な登場人物は 3 人

委託者 → 財産の管理・処分を信頼できる家族（親族）に頼む人

受託者 → それを受ける人

受益者 → 信託財産から一定の利益を受ける人



財産の一部だけでもよい

## 具体例

父吉三さんは、昨年、妻に先立たれ、今は目の不自由な次男と2人で生活しています。最近、物忘れがひどくなり、将来、認知症になるかもしれないという不安を感じています。また、自分に万一のことがあった場合、次男が経済的に安定した生活ができるか心配です。行政書士の鱸さんに相談してみました。



鱸：「ご長男の太郎さんは、とても弟さん思いで、しかも会社で経理を担当されているんですね。それだったら、家族信託という制度を利用されたらいかがですか？」



由三さん：「どういう制度なんですか？」



鱸：「次男の二郎さんの安定した生活のために（信託の目的）、由三さんの財産の管理をご長男に任せるのです。例えば、由三さんの預貯金と株式の管理を太郎さんが行い毎月決まった額を二郎さんの口座に振り込むという信託契約（公正証書作成）を由三さんと太郎さんの間で結びます。そうすれば、万一、由三さんが認知症になり、預貯金の引き出しや、株式の売買が制限されたとしても、太郎さんの判断で、財産管理を行うことができるのです。場合によっては、太郎さんを監督してくれる人（受託者監督人）をつけられたらいいですよ。」



由三さん：「それはいい制度ですね。でも、デメリットはないんですか？」



鱸：「ありますよ。由三さん名義の財産が、太郎さん名義になってしまうんです。といっても、太郎さん固有の財産になるのではなく、だれの財産でもなくなってしまうのですが・・・通帳の名義は、「〇〇太郎」か「〇〇太郎 信託口」というふうになるんですね。わかりにくいですよ～」



由三さん：「さっぱりわかりません」



鱸：「例えば、由三さんが友人の連帯保証人になっていて、その友人が借金を払わず逃げてしまったとします。由三さんは、自分の財産から借金を支払わないといけませんが、太郎さんに信託した財産は、由三さんのものではないので、債権者から差し押さえられないんです。太郎さんが連帯保証人の場合も、信託された財産は、差し押さえられません。」



由三さん：「そうなんですか、何となくわかった気がします。」  
「私が死んだ後、信託した以外の財産は、長男に譲りたいんだが。」



鱸：「もちろん、そのような契約もできますよ。家族信託は、ご家族の希望に沿って、

一番よいと思われる内容を専門家をご提案させていただく柔軟性の高い信託なんです。」

※内容はわかりやすいように簡単にしています

## その他のケース

- ・子供のいない夫婦で、財産管理を甥や姪などに頼みたい場合
- ・妻が認知症で、財産を相続しても財産管理ができない（後見制度と併用も可）
- ・自宅不動産を、当初は後妻に住ませ、後妻死亡後は、前妻の子に譲りたい
- ・財産を当初は、子どもに相続させ、子ども死亡後は、孫に相続させたい

家族信託は、いろいろなケースが考えられ、理解するのが難しいです。私も、よくわからないことが多いので、こんな場合はどうなの？とご相談いただければ、一緒に考えさせていただきます。

## Pick Up 1

情報発信 NO. 24 認知症の徘徊とリスク（平成 26 年 5 月号）で、集団的自衛権の行使容認を閣議決定で行うことの違法性をお伝えしましたが、7 月 16 日、安保法案が衆議院で可決され、集団的自衛権の行使が容認されました。1 年以上も前からわかっていたことなのに、残念でなりません。

## Pick Up 2

親の介護を通して思ったことは、介護保険を利用して、ヘルパーさんに来てもらうのも、介護ベッドをレンタルするのも、すべて契約で、よくわからないことがとても多いということ。入院したら保険金の請求が、施設入所は？そばに子どもがいればいいけど、そうでない場合は、老夫婦 2 人で対応するのは困難。認知症まずいかも？など、困ったことがありましたら、是非、ランチの場で・・・



### ◆行政書士 10 年 主婦 20 年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

離婚、相続、贈与、遺言、内容証明  
契約書全般、不動産（業務提携）、そ  
その他何でもお気軽にご相談ください。

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)